

佐賀県告示第二百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり休止の届出があつた。

平成二十一年五月一日

佐賀県知事 古川 康

- 一 休止年月日 平成二十年十二月三十一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 医療法人謙仁会
所在地 伊万里市二里町八谷搦十三番地五
- 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 幸寿園訪問介護事業所 さくら
所在地 西松浦郡有田町西部甲六七八番地一
サービスの種類 訪問介護